



青森県報

第千九百三十八号

平成十三年十月二十四日(水曜日)

目次

告示

正誤

○平成十三年四月一日号外第四十六号目次中及び平成十三年
五月二十五日定例付録目録中……………(総務学事課) ……六

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) : 一
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) : 二
○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) : 二
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) : 三
○道路の供用の開始……………(道路課) : 四
○漁船保険付保義務の発生……………(水産農林戸) : 四

(文化・スポーツ振興課) : 五

告示

青森県告示第五百五十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行なう者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

人事委員会

- 人事委員会規則七一一二一(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則(職員課) : 五
- 人事委員会規則九一一(公共的機関を指定する規則)の一一部を改正する規則……………(管理課) : 五
- 人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(職員課) : 五

人社会 福社協議 会法	人社会 福社協議 会法	医療法人す みれ会	指定居宅サービス事業者
一大西津 三字豊川 六の一 三字宮川 村	一大西津 三字豊川 六の一 三字宮川 村	上北郡 中央一〇三 丁目三四中	所主たる事務所の所在地又は住所の 所在
一大西津 三字豊川 六の一 三字宮川 村	一大西津 三字豊川 六の一 三字宮川 村	上北郡 中央一〇三 丁目三四中	所主たる事務所の所在地又は住所の 所在
短期生活 介護入所	訪問介護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所
イ安住の里 ショートステ	すみれ介護相 談センター	名 称	行なう事業所
一宮川大津 二字豊川 四字三川 の字垣	西津 二字豊川 四字三川 の字垣	所 在 地	居宅サービス事業所
"	三・平成 廿・六	年 月 日	指 定

会員人社会福祉協議会法	会員人社会福祉協議会法	永工務会社大	有限会社大	陵会	医療法人柏	人社会福祉法	人社会福祉法	人社会福祉法	人社会福祉法	人社会福祉法	人社会福祉法
西津軽郡豊川字宮川村	西津軽郡豊川字宮川村	八戸市諏訪一〇丁	八戸市諏訪一〇丁	八戸市柏崎五丁	八戸市柏崎五丁	北津軽郡五の字浦村	北津軽郡五の字浦村	北津軽郡五の字浦村	北津軽郡五の字浦村	北津軽郡五の字浦村	北津軽郡五の字浦村
ム安住の里	ム安住の里	グループホー	グループホー	シヨン	シリテー	ソリハ	ショーン	ソリハ	ソリハ	ソリハ	ソリハ
ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里	ム安住の里
一三六の一	一三六の一	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣	一四三の字垣

青森県告示第五百五十八号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百五十九号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム 安住の里	西津軽郡稻垣村大字豊川字宮川一四三の一	平成 二三・九・六
特別養護老人ホーム すわんの里	北津軽郡浦村大字脇元字磯辺三六五の一	二三・一〇・一〇

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十三年九月一日収去させた飼料の試験の結果の概要是、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成13年10月11日

青森県知事 木 村 勝 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	試験結果の概要										備考			
			製造年月	粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リノン%	揮発性炭素%	水溶性炭素%	ペ消化率P%	D	T	M	その他水分%
中部飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河原木字海岸24の5	同 左	マル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤーC17	13.9	17.8	7.1	2.7	13.0	4.00	0.55	-	-	-	-	2,880	11.8	
		マル中印肉豚肥育用配合飼料 スーパーポーク	13.9	15.8	3.1	2.2	3.9	0.61	0.41	-	-	-	13.9	77.4	-	14.1
		マル中印肉牛肥育用配合飼料 αビーフ	13.8	13.3	3.6	3.2	3.9	0.46	0.46	-	-	-	11.1	76.9	-	14.1
		マル中印ブロイラー肥育用配合飼料 イチプロゴール	13.9	18.5	8.8	2.5	4.3	0.80	0.47	-	-	-	-	3,260	13.4	
		マル中印配合飼料 ブロイラー種鶏成鶏前期	13.9	16.4	4.4	2.9	10.3	2.88	0.53	-	-	-	-	2,760	12.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査においては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足率等を示す。

青森県知事第H446-1

漁船損害等補償法施行令(昭和17年政令第6十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和17年法律第118号)第一百一一条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、回令第五条第二項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覽に供する。

平成13年10月11日

青森県知事 木 村 勝 男

提出事項		指定漁船調書の縦覽	
加入団体の名称	発起人の住所及び氏名	期間	場所
大間	下北郡大間町大字大間字大間平一七番地二五八 四一 泉忠志 下北郡大間町大字大間字鶴石七番地 番地三九 德由 下北郡大間町大字大間字下手道五五 番地一 馬御厩敷	平成13年10月24日から同年11月7日まで 大間漁業協同組合	

青森県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国三八号 県道 三三八号 県道 むつ忍山公園大 煙線	下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢山一の五 下北郡大畠町大字大畠字朝比奈岳国有林三九 下北郡大畠町大字大畠字葉色山国有林一七二 林班ぬ小班から大字大畠字葉色山国有林一七二 林班と小班まで	平成三〇・一・五 三・〇・四

青森県告示第五百六十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
三沢市三川目四丁目一四五番地四三四四号 門上	木村守男

富田由廣

三沢

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

公 告

三沢市岡三沢三丁目一九番地二号 種市徳藏

青森県知事 木村守男

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 学校におけるインターネット接続環境構築のための機器 一式
- 三 購入契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県企画振興部情報政策課
- 五 青森市長島一丁目一の一
- 六 一般競争入札
- 七 契約の相手方を決定した日 平成十三年九月三日
- 八 契約の相手方の名称及び住所 株式会社ビジネスサービス 青森市新町二丁目六の二九 契約金額 二億二百六十五万円 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行
い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされると判断した納入機器等証明書
を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十三年七月十三日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

一 申請のあつた年月日

平成十三年十月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アシスト

三 代表者の氏名

夏堺市太郎

四 主たる事務所の所在地

三戸郡名川町大字下名久井字青柳四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、名川町及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行
い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを
目的とする。

平成十三年十月二十四日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

人事委員会規則九一一（公共的機関を指定する規則）の一部を改正する規則をここ
に公布する。

平成十三年十月二十四日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則九一一（公共的機関を指定する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則九一一（公共的機関を指定する規則）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十号までを
一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十 社団法人青森県栽培漁業振興協会

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

人事委員会規則一二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則
をここに公布する。

人事委員会規則七一一二一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定
める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二十四日

人事委員会規則一三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する
規則

人事委員会規則一三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する
正する。

第十二条第四号中「五日」を「七日」に、同号ア中「相当規模の災害が発生した被

正誤

総務学事課

目録	区分	発行年月日
六	一	平成二年四月一日
下	上	平成二年四月一日
二〇	三	行
青森県公営企業局職員倫理規程		誤
青森県公営企業職員倫理規程		正

災地又はその周辺の地域」を「災害が発生した場合」に改め、同号に次のように加え
る。

活動

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

附則

エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める

発行所・发行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番二号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭